

# 告示

## 埼玉県告示第四百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による指定施術機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定施術機関

氏名		変更事項		変更前		変更後	
住所		名称		住所		名称	
澤田 康幸		施術所		鶴ヶ島市富士見二― 一八―二六		鶴ヶ島市富士見二― 二―四 SONNE BL DⅡ一〇一	
吉田 正向		施術所		所沢市狭山ヶ丘二― 一〇三―四七		所沢市北有楽町七―六 ツインビレッジ―F	
松本 悠希		施術所		朝霞市膝折町五― 九―三二 ふじみ野市鶴ヶ舞三 ―五―一四		訪問医療マッサージ KEiROW朝霞ステ ーション 朝霞市仲町二―二―一 七―三〇二	
				吉田接骨院		航空公園ハッピー整骨 院	
				さわだ鍼灸整骨院		さわだ整骨院 さわだ鍼灸院	